あれも変、これもおかしい

「民営図書館」２０１７年 ①

何故ＴＲＣに負担させないのか

本館の臨時駐車場使用料

三田市立図書館の駐車場のうち、本館の臨時駐車場については、三田市が使用料を負担しています。この臨時駐車場は三田学園から借りていることは皆さんもご存知の通りです。指定管理者募集要項に「土地所有者との契約および賃借料の負担は、市が継続することを原則とする」と明記され、直営時と同じ扱いになっています。市予算の「図書館管理運営費」には「指定管理費」とは別に「臨時駐車場借用料」が計上されています。因みに２０１６年度の図書館定管理料は２億５９１９万円です。その他に臨時駐車場借用料、設備更新・修繕費、運営評価委員会経費など図書館関係に１９１９万円余の市費が投ぜられています。また、本館の設備改修工事費１８４１万円余が別途計上されています。市民の会は臨時駐車場借用料の額を把握していませんが、以上の費目から推測するとかなりの額であると思われます。

本館敷地内にある利用者用駐車場は収容台数が３６台ということもあり、臨時駐車場は是非とも必要なものです。問題は、この臨時駐車場がＴＲＣ職員の通勤用自家用車の駐車場としても使われていることです。かなり多数の職員が利用していると思われます。本来は指定管理者制度導入の際に、駐車場借用料も指定管理費に含めＴＲＣの負担とすべきだったのです。ただ、ウッディ分館、藍分室の場合は市民センター駐車場を共用していますので、それとの整合性の問題があったことは推測できます。それなら、少なくとも「ＴＲＣ職員から使用料を徴収する」のが筋です。三田市役所本庁では、市職員から駐車場使用料を月額６６００円徴収していると聞きます。しかし、ウッディ分館、藍分室も含めてＴＲＣ職員は、駐車場使用料を一切負担していません。市職員からは徴収しＴＲＣ職員はタダ、というのでは公平の原則から逸脱しています。明らかに三田市による**「ＴＲＣへの過剰サービス」**と言わなければなりません。

こうしたことも含めて、市民の会では、公開質問状で三田市の見解を質しました。しかし、１０月２４日付の三田市からの回答は下記のようにそっけないものでした。

＜指定管理者職員の各館の駐車場の取扱いにつきましては、直営時と同様の運用としております。平成２５年度の指定候補者選定時においての、公募時の質問への回答にあるように、現在は、職員の駐車を認めた形で利用しております。＞

つまり、ＴＲＣから駐車料金を徴収する意思はまったくないということです。

ここでも過剰サービス

分館･分室の光熱水費

同じような過剰サービスに、「ウッディ分館と藍分室の光熱水費」があります。本館の光熱水費については、当然ですがＴＲＣが指定管理費の中から支払っています。しかし、ウッディ分館と藍分室については、当初から市が負担することとして指定管理者を募集しました。現在もそのままです。これは何故でしょうか。市民センター全館の使用量の内の図書館分を算出するのは困難、という技術的理由が挙げられていたように記憶していますが、本当にそうでしょうか。指定管理者制度導入で図書館の開館日数・開館時間は大幅に拡大されました。当然、図書館が使用する光熱水費(特に電気代)はかなり大幅に増えているはずです。図書館以外の利用時間は従来通りなのですから、少し複雑かもしれませんが図書館分の光熱水費を計算することはさほど難しいことではないと思われます。こういうことに詳しい友人は、「そんな計算、簡単なもの」と言っていました。そうした検討を一切せずに、「市が負担します」とは、なんとも太っ腹ではありませんか。市民の会はこれも民間企業への「過剰サービス」だと考えます。

民営化の途端２０％アップ

ＭＡＲＫ使用料

図書館の蔵書につける「ＭＡＲＣ（Machine-Readable Cataloging)」というものがあります。日本語では「機械可読目録」といいます。書籍の「書誌情報」や「関連情報」を、システムが認識できる形にしたデータです。図書館の蔵書をコンピューター管理するようになって、ＭＡＲＣは必須のデータになりました。最も権威があるのは国立国会図書館のものですが、図書館関連企業の大手がそれぞれ独自に販売するようになっています。各単位図書館が自分で作ることも可能なのですが、現在ではほとんどの公立図書館がこれらの企業からＭＡＲＣを購入しています。三田市立図書館では直営時から**「ＴＲＣのＭＡＲＣを購入」**してきました。

ところがその購入価格が指定管理になった途端に３０万円も高くなっているのです。２０１３年度までは毎年度随意契約によって１４７万円だったものが、ＴＲＣ指定管理になった２０１４年度に、一挙１７７万１２００円になりました。この水準が２０１６年度まで続いています。何故突然２０％以上も高くなったのでしょう。市民の会では理由を三田市に尋ねました。

その回答が下記です。

＜指定管理料を含む図書館運営費については、指定管理者からの決算報告で収支状況を把握しております。ＭＡＲＣ使用料についても金額の報告は受けておりますが、

市は、個別の契約内容についての報告は求めておりません。ご理解の程よろしくお願いいたします。＞

この回答、皆さんはどう思いますか。「ＭＡＲＣ使用料について金額を把握しているが、市は契約内容についての報告を求めていない」というのです。つまり、「高くなろうと安くなろうと市の関知したことではない」という意味ですね。契約と言いますがこの契約は随意契約です。競争入札ではなく特定企業を指定して結ぶ契約です。そして**ＭＡＲＣの契約当事者は、「売る方」も「買う方」も同じＴＲＣ**です。いわば自社内取引です。そして随意契約にしている理由については、「その性質または目的が競争入札に適しない」から、とされています。前述したようにＭＡＲＫを販売している企業は複数あります。ＭＡＲＣの「性質または目的」が、どのような理由で「競争入札に適しない」のかまったく理解できません。

これまでより突然２０パーセント以上も高くなったＭＡＲＫ使用料を把握していながら、その理由を聞こうともしない。それが市民の税金を執行する行政のあるべき姿勢でしょうか。わずか３０万円のこと、と考えているとすればとんでもないことです。それを「ご理解のほどよろしく」と言われて、「良く分かりました」と言う市民が何人いるでしょう。

市民の税金を使う「自主事業」ってなに?

電子図書館の費用

＜電子図書館サービスにかかる費用につきましては、指定管理料の中から支出をしております。支出項目については、図書館年報の図書館運営費の決算額の「使用料及び賃借料」の「その他使用料」であることを指定管理者から報告を受けております。したがいまして、電子図書館サービスに係る費用は、資料費からの支払いではございません。＞（１０月２４日付三田市文化スポーツ課長・図書館長連名の回答）

２０１４年の夏から三田市立図書館に「電子図書館」が設けられました。これは当初から**「ＴＲＣの自主事業」**とされています。つまり、市から「指定管理者ＴＲＣに委託された図書館事業」の中には入っていない、「ＴＲＣが自主的に行うサービス」です。ところが、その費用は指定管理費の「使用料及び賃借料」のうちの、「その他使用料」から支払われているというのです。

２０１４年度年報によると「その他使用料」は６９０万円余りです。市直営だった２０１３年度は１５６万円余ですから、一挙４．４倍と急増しています。電子図書館スタートは１４年８月。したがって増えた分はその費用と推測されます。さらに２０１５年度には９０６万円余と、また２００万円以上も増えています。このほとんどが電子図書館の経費ということのようです。

このあり方は明らかにおかしいですね。本来ＴＲＣが独自に負担すべき１０００万

円近いお金が、指定管理費の中から賄われているのです。三田市は**＜資料費からの支払いではございません。＞**と、書籍を買うお金は使っていない、と弁解していますが、問題はそんなことではありません。電子図書館に使う分だけ、委託された本来の図書館事業のお金が削られているのです。イヤイヤそんなことはしていません、というのなら、少なくとも電子図書館に使った分だけ指定管理費が元々高過ぎたのだと言わなければなりません。

このように「自主事業」という名で、訳の分からないことが行われています。電子図書館に一体いくらかかっているのですか、と市に質問すると、「自主事業ですから費用の報告は求めていません」という返答が帰ってきます。しかし、使われているのは「市民の税金」でＴＲＣのお金ではありません。三田市はどうしてこんなにまでＴＲＣを優遇するのでしょうか。

最近の新聞報道によると、三田市は財政状況が厳しいことを理由に、「障害者福祉金」を来年度から廃止するとのことです。このお金は年間約３０００万円とされています。そして、さらに４０もの事業が新年度には廃止されたり見直されたりします。その中には学校図書館の図書購入費の削減、障害児一時預かりの利用者負担額引き上げ、市民センター祭りの助成金全廃などなど、草の根レベルの福祉・文化の予算に大ナタが振るわれようとしています。ＴＲＣには甘々の三田市が、立場の弱い市民にはとてもとても厳しいのです。

先日ある会合で、三田市の幹部が公費負担のことを**「市役所が負担している」**と発言しました。三田市では、市民が収めた税金を**「市役所のお金」**と認識しているようです。出発点から間違っていますよね。

自主事業っていったい何?

「電子図書館＝自主事業」については、基本的に分からないことだらけです。前述のとおり、電子図書館はＴＲＣの自主事業とされていますが、「自主事業の定義」とは何でしょうか。実は、「**電子書籍の利用についての規則**」は三田市が制定しているのです。三田市立図書館条例施行規則の第１８条に、「電子書籍（電子的記録で作られ、公刊された資料をいう。以下この条において同じ。）の利用を希望する者は、電子書籍利用申込書を提出しなければならない。２　前項に規定するもののほか、電子書籍の利用に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。」と規定されています。この規定を素直に読めば、電子書籍の管理は三田市が行い、電子図書館システムとその運営をＴＲＣに委ねている、と受け取れます。自主事業とは「電子図書館システム」だけを指すのでしょうか。そこで、「電子図書館の詳しい仕組み教えてください」と質問をしました。その回答が下記です。

【回答】指定管理者の自主事業として、電子図書館サービスを導入しております。従いまして、電子書籍の管理も指定管理者が行っております。

何ともそっけない回答で、「詳しい仕組み」はまったく分かりません。「電子図書館

は自主事業だが、その費用は税金から支払われる指定管理費で賄われ、利用規則なども三田市が制定している」ということです。どこが「自主事業」なのでしょう。

名称が統一されていない不思議

２０１７年夏ごろ、電子図書館とその利用申し込み書類の名称が複数あることに気付きました。電子書籍の利用申し込みは、各館のカウンターだけでなく、図書館ホームページからも出来るしメールでも可能です。ところがその申込書の名称が何故か微妙に違うのです。図書館窓口の申込書のタイトルは、『三田市電子図書館利用申込書』となっていました。ところが、図書館ホームページ/メール受け付けの申請書タイトルは、『三田市立図書館　電子書籍サービス利用申請書』でした。因みに図書館ホームページの別の記載では、『三田市電子図書館』『三田市立電子図書館』と二通りの表記がありました。電子図書館そのものの名称・表記も統一されていなかったのです。

『三田市電子図書館**』と『三田市立**電子図書館**』**
『三田市**電子図書館利用申込書』**と**『**三田市立図書館　**電子書籍サービス利用申請書』**

何故こんな違いが生じるのでしょう。「三田市」と「三田市立」。電子図書館は市の事業ではなく、ＴＲＣの自主事業ですから、ある社員は「市立」はまずいと考えて「市」とした。一方、なにも考えない社員は「市立」と表記した――とも受け取れます。「電子図書館利用申込書」と「電子書籍サービス利用申請書」の違いは何なのでしょう。「電子図書館利用」と「電子書籍サービス利用」では利用内容が違うのかもしれない、とも受け取られます。また、片方は「申込書」、片方は「申請書」。この違いは何でしょう。「申込書」なら提出さえすれば即ＯＫになるけれど、「申請書」だと資格審査みたいなものがあって、場合によっては登録を断られるのかもしれない、という印象を与えます。

とは言っても、「同じもの」「同じこと」を指していると考えるのが普通なわけで、なんでこんな風に違うのだろう？　分かりませんね。名称が統一がされていないことにより、問題が生じる心配はないのだろうか。そこで、８月末に三田市文化スポーツ課へ「正しい名称は何ですか」とお尋ねしました。９月６日付で下記の回答が届きました。

【回答】ご指摘、ありがとうございます。「三田市電子図書館」、「三田市立図書館電子書籍利用申込書」に統一するよう図書館指定管理者に指示いたしました。

この回答も？？？です。なんで**図書館の名称が「三田市」で、申込書の方は「三田市立」**になるのでしょう。文化スポーツ課の皆さんの思考回路が読めません。それに、＜**ご指摘、ありがとうございます。**＞となっていますから、市民の会が指摘するまで、三田市の担当課もＴＲＣも全く気付いていなかったということです。名称というものは、その「体＝実態」を表します。特に新しいもの作る際には、誰でもその名前を真剣に考えるでしょう、普通は。でも、三田の電子図書館の場合は、実におざなりだっ

た。と言うより、これらの事実からは、名称がきちんと決められていなかったのではないか、という疑いさえ生じます。これは不思議です。

とは言え、曲がりなりにもやっと統一されました。でも以上は、電子図書館が発足して４年も経った時点でのお話なのです。

（２０１８年1月３日）